

広島市男女共同参画推進センター使用料減免団体登録の手続きについて

現在交付している男女共同参画推進センター使用料減免団体登録証(以下「登録証」といいます。)の有効期間は、令和8年3月末日です。

令和8年4月以降に使用料減免団体として男女共同参画推進センターの使用許可申請をされる際には、新しい登録証が必要となりますので、手続きをお願いいたします。

受付期間

令和8年1月15日(木)～令和8年2月15日(日)

≪手続きの流れ≫

- 1 次の書類を提出してください。
 - ・使用料減免団体登録申込書
 - ・チェックリスト
 - ・団体の規約・会則
 - ・令和8年度事業計画書、収支予算書
 - ・令和7年度事業報告書、収支決算書
 - ・会員名簿
- 2 広島市が審査を行います。
広島市から団体へ直接お問い合わせすることもあります。
- 3 **登録の可否についてご連絡はいたしません**ので、書類を提出された3週間後くらいに窓口かお電話で、男女共同参画推進センターへお問い合わせください。
- 4 登録可の場合は、男女共同参画推進センター窓口で、ID申請書及びメンバー募集カード(変更がある場合のみ)、ロッカー申込書(希望団体のみ)の記入をお願いします。
令和8年4月以降の使用許可申請書の記入も可能です。

※ 提出書類は、各自写しを保管しておいてください。

※ 提出書類のサンプルは、ゆいぽーとホームページよりダウンロードをお願いします。
ダウンロードが難しい場合はゆいぽーと2階受付でお渡しいたします。

広島市男女共同参画推進センター
TEL 082-248-3320
FAX 082-248-4476